# 組合等で取り組む「サイバーセキュリティ」 対策について (1)

本会では、平成30年度より令和2年度までの3年間にわたり、東京都の補助事業である団体向けり スクマネジメント普及啓発事業に係る特別支援「団体向けサイバーセキュリティ向上支援事業」で、都 内の1団体を選定し支援をしてきました。その事業成果を取り纏めましたので、本誌では2回にわたっ て掲載いたします。会員の皆様が、組合員企業にサイバーセキュリティを普及推進するためのツールと して、是非ご活用ください。

#### 事業の目的

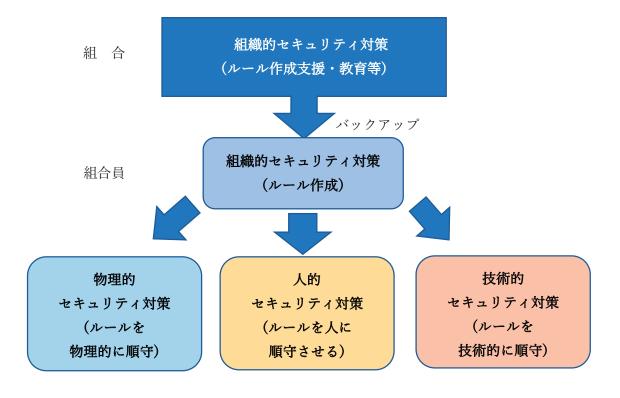
東京 2020 大会や 2025 年の大阪万博といった国際的なイベントを控え、国内へのサイバー攻撃の拡大が 予想されます。これらのイベントは金銭や個人情報を狙う攻撃者にとって絶好の機会であり、その標的は政 府・自治体・大企業に留まらず、特にセキュリティ対策が手薄な中小企業が狙われています。

その理由として、中小企業はサプライチェーンの一翼を担っており、大企業の機密情報にアクセスするた めの踏み台として利用可能であることが挙げられます。

そのため、企業単体では費用や体制面で実施困難なレベルのサイバーセキュリティ対策を組合全体で取り 組むことで、業界全体のサイバー攻撃への対応力向上を図ります。

#### 2 イメージ図

組合が、サイバーセキュリティに取り組むイメージは、以下のようになります。



#### 3 組合が取り組むにあたって

#### ● 組織形成

組合が組合員企業にサイバーセキュリティへの取り組みを推進するために、まずは組合として体制作り を行います。

理事会・委員会・青年部等、各組合で様々な形態があると思いますが、IT に詳しい組合員で、委員会 を設置することをお薦めします。

#### 2 実態把握

セキュリティ普及・維持を行うにあたり実態把握を行う必要があります。これにより組合員企業が必要 としている教育や情報を把握し、活動の方針決定の材料とします。

#### ①把握方法

組合員企業に対してアンケートを実施し、セキュリティ対策の実態把握を行います。アンケートを実 施する場合は利用目的を伝え、中小企業にメリットがあることを強調することでアンケートの回収率 を上げる必要があります。アンケートはチェックリスト(https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/ sme/guideline/5minutes.html) を利用・ダウンロードし、ダイレクトメール等での情報配布を実施し ます。

#### ②組合員企業の対策実施状況の把握

各組合員企業が規模に応じた対策を定期的に実施していることを確認します。具体的には、チェック リストを利用して少なくとも1年に1度自社の状況を把握していることを確認します。この取り組み は毎年継続して実施してください。

確認にあたっては、各組合員企業で「セキュリティ担当者」を決定して頂き、各社のチェックリスト による確認推進を依頼し、実施状況を収集します。具体的な収集は既に実施されている総会及び各団 体が開催するセミナーを活用し、チェックリストの記入及び回収を実施するようにします。収集した 情報は、総会等で情報共有するとともに、会報等を利用して情報展開します。

#### ❸ 教育機会の提供 イベント・セミナー開催

組合員企業で必要なセキュリティ対策は、IPA(※1)の提唱する SECURITY ACTION(※2)宣言 に必要な対策と合致しているため、新規に SECURITY ACTION 一つ星、二つ星を宣言することを目的 として実施します。

- ※1 IPA (独) 情報処理推進機構…https://www.ipa.go.jp/
- ※2 SECURITY ACTION…中小企業自らが、情報セキュリティ対策に取組むことを自己宣言する制度
- ・実施内容

組合員企業のうち SECURITY ACTION 未対応の企業に対して以下の2つのコースでの研修を実施 します。

#### A 入門編(一つ星を宣言していない企業が対象)

セキュリティの重要性(発注元との秘密保持契約書(NDA)などで万が一のインシデント発生時の 被害など)を解説し、最低限でも守らないといけない「マナー」としての5つの項目(一つ星宣言5 か条)を学んでもらう。研修内で宣言までやってしまう。参加して宣言した人には、セキュリティ用 品を進呈するなどのインセンティブを設ける。星を宣言した場合は、自社 HP にロゴを表示してもらうことも紹介。

B 応用編 (二つ星を宣言していない企業が対象)

一つ星に比べて規定作成といったルール系の対応が必要となるため、一つ星を宣言済のセキュリティに関心の高い組合員企業を中心に積極的に参加いただき、研修内で規定を作ってしまうなどわからないことを相談して解決していただく。また、作成した規定を持ち帰り、各組合員企業内で順守いただく。

- ・開催方法
- ①東京中央会で実施する「団体向けリスクマネジメント普及啓発事業」助成事業を利用します。(講師 謝金・会場費等、対象経費の2/3を助成・上限30万円)
- ②国・東京都の制度を使用し、IPA・東京都に依頼して、組合として講師を呼びます。

セキュリティプレゼンター支援(IPA)

講師派遣型研修(東京都中小企業振興公社)

③既に SECURITY ACTION を宣言した組合員企業に、理事会・委員会等の会議の場で、体験談として手続き、取り組み内容を紹介してもらいます。

#### 4 標的型攻撃メールに対する訓練

・実施内容

標的型攻撃メールを誤って開封しないよう、複数の観点(差出人、件名、本文、署名など)でメールを確認するよう、周知します。怪しいメールを見抜けるようにするため、実際に訓練メールを送信し、その結果で教育することにより、標的型攻撃メールの被害に遭うリスクを軽減させることが可能となります。

· 対応方法

組合員企業の情報セキュリティ担当者から、企業の全従業員に対して訓練メールを1年に1回のサイクルで実施していただきます。東京都の中小企業サイバーセキュリティ向上支援事業等を利用できる場合もあります。

#### ・組合員企業の情報収集活動の支援

①セキュリティ関連情報(マルウエア等の脅威情報)の発信

組合員企業に対する情報を提供する手段としては、会報及びメールを利用します。

メールは組合から組合員企業のセキュリティ担当者に配信し、その担当者から全従業員に情報を展開します。

A 定期的な情報発信

組合で一つ星を宣言すると IPA から定期的に送付されるメールマガジンの内容を引用して、組合員企業に展開します。※引用したことをメール内に明記する必要があります。

B 不定期な情報発信

危険性の高いマルウエアの流行等 IPA から発信される緊急情報をもとに注意喚起をメールで連絡します。

#### 組合全体で実施するセキュリティ強化の発信

最低限のセキュリティを皆で実施してもらうため、組合でテーマを一つ決めます ( 例えば、上半期は「パ スワード強化を実施しましょう」など)。テーマを決定したら組合員企業を通じて情報を展開します。

組合の会議(理事会・委員会等)で検討し、組合員企業の情報セキュリティ担当者に配信し、各企業内 に情報を展開します。

#### **②** 社内のルールを作るために必要なテンプレートの提供

社内で順守するルールを作る際に参考にするテンプレートを提供します。このテンプレートは、組合か ら組合員企業のセキュリティ担当者に提供します。テンプレートの作成は、IPA の情報セキュリティガ イドラインを参照してください。

https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/sme/guideline/index.html

#### ❸ 組合員企業からの相談窓口の設置

・問合せのとりまとめ

組合員企業からのセキュリティ対策についての相談を組合で受け付けます。受け付けた相談について は、内容によって以下の問い合わせ先に連携します。相談を受けることで組合員企業の課題の把握に もつなげます。

- セキュリティサービス提供会社窓口
- 東京都、IPA 等の相談窓口

#### ● 相談内容と回答方針の共有

組合員企業からの相談について、受け付けた内容について回答方針を決め、組合の会議(理事会・委員 会等)で共有することで、同じような相談に対し、他の各組合員企業でも対応できるようにします。さら に、これを一覧で管理・共有し、ノウハウ化していきます。問い合わせの管理には、問い合わせ台帳テン プレートを用意してください。

#### ● その他支援

①テンプレートの改版

IPA が発行するセキュリティガイドラインが改版された場合は、改版箇所を確認しテンプレートに 反映する必要があります。

なお、ガイドラインの改版内容は多岐にわたるため、改版されたことを確認した場合は専門家に相談 して改版作業を行うことをお勧めします。専門家への相談は、例えば東京都や東京中央会の事業を利 用し専門家の派遣を依頼します。

団体向けリスクマネジメント普及啓発事業(東京都中小企業団体中央会)

中小企業新戦略支援事業(団体向け)(東京都中小企業団体中央会)

専門家派遣事業(東京都中小企業振興公社)

②中小企業の技術的セキュリティ対策の強化支援

中小企業の技術的セキュリティ対策に対して、相談を受け付けます。受け付けた相談については、適

したサービス提供会社を紹介します。

また、サービス会社に対して営業活動の一環として組合主催のセキュリティ関連のセミナーにおいて セキュリティ製品・サービスの説明を要請します。

そのために、予め組合で、情報セキュリティサービス会社と提携します。数社と打合せ、組合員企業 の実態に合った会社を選択します。

#### ③物理セキュリティ対策にかかる資金調達

各組合員企業が一つ星、二つ星宣言にあたり行わなければいけない物理セキュリティ対策には、セキュ リティワイヤー、暗号化可能な可搬記憶装置(USB、HDD など)等物品の購入が必要なものがあり ます。

これらの機器を各組合員企業が直接購入する負担を考慮し、組合での共同購買を検討します。必要な 組合員企業には、研修参加、SECURITY ACTION 宣言への支援として提供するなど効果的な提供 方法を検討します。

# 組合等で取り組む「サイバーセキュリティ」 対策について (2)

本会では、平成30年度より令和2年度までの3年間にわたり、東京都の補助事業である団体向けり スクマネジメント普及啓発事業に係る特別支援「団体向けサイバーセキュリティ向上支援事業」で、都 内の1団体を選定し支援をしてきました。その事業成果の取り纏めを5月号に引き続き掲載いたします。 会員の皆様が、組合員企業にサイバーセキュリティを普及推進するためのツールとして、是非ともご活 用ください。

#### 4 ロードマップ

#### ● 対応期間の考え方

各課題の解決策ごとに優先順位・対応期間を設けることで、組合員企業が対応時期の目安にできるよう にするとともに対応促進を図る必要があります。

以下に示す期間は、対応時期の目安であり、必ずしもこの通りである必要はありませんが、「短期」と 記載された項目には最優先で取り組むこととします。

#### 継続的に取り組む

- ・実態把握
- ・情報発信
- ・組合員企業からの相談受付
- ・規定テンプレートの改版
- ・UTM 装置(ネットワーク統合脅威管理装置)普及

#### ●短期:1年を目安にする

必ず取り組む

- ・組織形成
- ・経営者を中心にセキュリティ担当者を決める
- ・情報交換
- ・既存のイベント・セミナーで、セキュリティ対策のアドバイスを盛り込む

#### ●中 期 :3年を目安にする

予算を立てて取り組む

・セミナー開催

入門編(SECURITY ACTION 一つ星)盛り込む

#### ●長期:5年を目安にする

予算を立てて取り組む

・セミナー開催

応用編(SECURITY ACTION 二つ星)

#### 2 組合向けソリューション提案の項目別対応時期

組合向けのソリューションは、いずれも対応領域が「組織的セキュリティ対策」です。「組織的セキュ リティ対策」は、物理的、人的、技術的セキュリティ対策を体系的に管理し、実施し、維持するための取 り組みです。組合は団体組織として、組合員企業に対してセキュリティ対策推進を行う立場にあり、各組 合員企業の取り組みを段階的に後押しします。

対応時期目安 短 中 長 No. 課題 内容(中カテゴリ) 内容(小カテゴリ) 実施サイクル 期 期 期 セキュリティ対策を効率よく普及させるた 1 組織 組織形成 め、各組合員企業からセキュリティ担当者 1回/月  $\bigcirc$ を出してもらう。 影響力の大きい方を通してセキュリティを 2 適宜  $\bigcirc$ 普及する。 組合員企業のセキュリティ対策の実態把握  $\bigcirc$ 3 1回/年 組織 実態把握 4 教育 イベント・セミナー 入門(一つ星を宣言しよう) 1回/年  $\bigcirc$ 開催(新規) 5 応用(めざせ二つ星) 1回/年  $\bigcirc$ 標的型攻撃メールへ  $\bigcirc$ 6 1回/年 の訓練 7 組合員従業員向けセミナー セミナー開催時  $\bigcirc$ イベント・セミナー 経営者向けセミナー 8 セミナー開催時  $\bigcirc$ 開催(既存) (例:社長が今さら聞けない会計入門など) 9 「社長が今さら聞けないデジタル入門」 セミナー開催時  $\bigcirc$ セキュリティ関連情 10 定期的なおたより 1回/月  $\bigcirc$ 情報発信 報(マルウェア等の脅 IPAからの警戒 (発信)  $\bigcirc$ 11 【不定期】号外的な情報 威情報)の発信 情報受信時 各企業に実施して欲 12 しいセキュリティ対 セキュリティ強化の発信 1回/四半期  $\bigcirc$ 策について  $\bigcirc$ 13 相談窓口 相談窓口の開設 相談窓口の開設 初回のみ 現在のセキュリティ対策で困っているこ と、取引先から言われたこと、セキュリ 14  $\bigcirc$ 情報交換会 1回/四半期 ティに関するヒヤリハット、身近なセキュ リティなど。 中小企業向けセ 組織 テンプレートの改版 キュリティガイ 15  $\bigcirc$ ドライン改版時 中小企業の技術的 イベント・セミ セキュリティ対策 16 UTM装置及び未知ウイルス対策の普及  $\bigcirc$ ナー開催時 の強化支援 組合員様向け助成金 セキュリティ対策にかかる費用について助 17 翌期予算検討時  $\bigcirc$ 成金の申請 の設立

## サイバーセキュリティ研修等に利用できる公的支援制度(中小企業団体向け)

#### ・研修会・セミナー講師派遣

令和3年6月現在

事業名	内容	費用	募集期間	連絡先	
講演者派遣	中小企業への支援を行う組織の内部 研修及びイベント等に対し、情報セ キュリティ対策に関する講演者を派 遣又はオンラインによる講演	無償	通年受付可能		
講習能力養成セミナー	中小企業の教育担当者及び中小企業 に対して情報セキュリティ対策を支 援する立場の方を主対象に、情報セ キュリティの管理面・技術面に関し て講習能力を高めるセミナー	受講料無償	例年 10 月〜翌1月 に集合形式及びオン デマンド動画配信で 実施	情報処理推進機構	
セキュリティ 専門家検索 サイト	全国のセキュリティ専門家(**セキュリティプレゼンター)を検索することができるサイト **セキュリティプレゼンター: IPA の情報セキュリティに関するコンテンツ等を利活用し、企業等における情報セキュリティ対策の推進を支援する人		通年サイト公表 https://security- shien.ipa.go.jp/ presenter/search/	isec-pr-nw@ipa.go.jp 03-5978-7508	
講師派遣型研修	<ol> <li>対象 都内に所在する中小企業及び組合等</li> <li>対象研修経営者、経営幹部等</li> <li>研修例 階層別研修(管理職、中堅社員等)マネジメント研修、コーチング研修情報セキュリティ研修 他</li> </ol>	講師派遣料 (1 時間 12,500 円~ +消費税) +事務手数料 (講師派遣料 10% +消費税) +講師交通費実費 (※講師派遣料 最低 37,500 円以上)	第1回2月8日(月)~7月22日(木)第2回8月16日(月)~12月24日(金)	東京都 中小企業 振興公社 企業人材 支援課 03-3251-7904	

#### ・専門家派遣(マニュアル・規程類の作成・見直し)

事業名	内 容	費用	募集期間	連絡先
団体向け リスク マネジメント 普及啓発事業	組合等が開催するリスクマネジメント普及啓発研修会、チラシ・マニュアル作成等の自主的な取組に要する 経費を助成する事業	講師謝金、資料費、 会場費等対象経費の 2/3 (上限30万円)	令和3年 12月28日火 まで	東京都 中小企業 団体中央会 業務課 03-3542-0317
中小企業 新戦略 支援事業 (団体向け)	組合及び中小企業グループが団結し て取り組む業界の活性化に向けた共 同事業の実施を支援する事業	コーディネータ派遣 無料(年 12 回限度)	令和3年 12月28日火 まで	東京都 中小企業 団体中央会 振興課 03-3542-0040
専門家 派遣事業	課題解決を支援する専門家を派遣 (申込み1回、派遣回数8回、 派遣専門家2名まで)	1 回 11,750 円 +派遣に係る 交通費実費の 1/2 (専門家への報酬 23,500 円)	令和3年 4月7日(水)~ 令和4年 1月31日(月)	東京都 中小企業 振興公社 総合支援課 03-3251-7881

※詳細については、各連絡先にお尋ね下さい。

# 中小企業組合危機管理対応等実態調査報告書

令和3年1月

東京都中小企業団体中央会

## まえがき

我が国経済は、令和2年7~9月期のGDP(国内総生産)年率換算が22.9%となり、戦後最悪のマイナス28.8%を記録した前期(4~6月期)よりは回復したものの、依然として新型コロナウイルス感染拡大による深刻な影響を受けています。

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、企業経営においてはウィズコロナ社 会への対応を余儀なくされており、テレワークの導入をはじめとする感染防止策に 取り組みつつ、事業の継続・発展を図ることが不可欠となっています。

また、近年は風水害が頻発しており、都内においても令和元年の台風15、19 号により甚大な被害が生じたこと等を契機に、風水害対策の重要性が再認識される こととなりました。さらには、今後30年以内に約70%の確率で首都直下地震の 発生が予測されるなど、様々な自然災害が想定され、こうしたリスクへの対応が喫 緊の課題となっています。

そこで本会は、各組合における新型コロナウイルス感染防止対策やBCPの策定など危機管理に対する取り組み状況を把握し、今後の効果的な支援を展開するための基礎資料とすることを目的に、8年ぶりとなる「中小企業組合危機管理対応等実態調査」を実施しました。

本報告書をご一読いただき、組合運営等の一助としていただければ幸いです。

最後に、本調査の実施にあたり、ご多用の中ご協力をいただいた調査対象組合に 対し、深く感謝申しあげる次第です。

> 令和3年1月 東京都中小企業団体中央会

# 目 次

Ι	中小	企業組合危機管理対応等実態調査実施概要 $oldsymbol{1}$ $oldsymbol{1}$ $oldsymbol{1}$
Π	調査	<b>結果</b> 2
	1.	組合の組合員数について2
	2.	組合の専従役職員の人数について2
	3.	新型コロナウイルス感染拡大が組合に対して与えた影響について3
	4.	新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした
		組合事務局のテレワーク実施状況について4
	5.	テレワーク以外の組合事務局の新型コロナウイルス感染拡大防止を
		目的とした取り組みについて
	6.	組合が危機管理の対象として想定している緊急事態について6
	7.	組合の危機管理対策の実施状況について7
	8.	組合が危機管理対策を推進するうえでの課題について16
	9.	組合が危機管理対策を推進するうえで必要な支援について17
	10.	組合が危機管理対策の一環として国、自治体や他の組合・団体等と
		締結している連携・協力に関する協定について18
	11.	組合が危機管理対策の一環として締結している連携・協力に関する
		協定の相手先及び内容について18
	12.	組合のBCP策定状況について19
	13.	組合がBCPの策定や運用をするうえで必要な支援について20
	14.	組合員等へのBCPの周知及び策定後の見直しについて21
	15.	組合がBCPを策定していない理由について22

## <付属資料>

中小企業組合危機管理対応等実態調査票

### I 中小企業組合危機管理対応等実態調査実施概要

#### 1. 調査目的

中小企業組合の危機管理対応等に関する実態及び取り組み状況を把握し、今後の効果的な支援を展開するための基礎データを収集することを目的に実施した。

#### 2. 調査実施方法

調査票を対象組合に郵送し、回答は郵送及びファクシミリにて回収した。

### 3. 調査時点

令和2年9月1日現在

#### 4. 調査対象

本会会員である事業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会を対象とした。

#### 5. 回収状況

調査対象組合数1,651組合回収組合数1,063組合回収率64.3%

#### 6. 集計についての注意点

- \*集計結果の%表示は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。
- \*図表中の(S·A)は単一回答、(M·A)は複数回答、nは回答数である。

### Ⅱ 調査結果

#### 1. 組合の組合員数について

回答のあった 1,063 組合の組合員数については、「10 人以下」が 249 組合 (23.4%) で最も多く、次いで、「21~50 人」が 238 組合 (22.4%)、「11~20 人」が 187 組合 (17.6%)、「51~100 人」が 151 組合 (14.2%)、「101~200 人」が 95 組合 (8.9%)、「201~500 人」が 73 組合 (6.9%)、「500 人超」が 70 組合 (6.6%) の順となっている。(図 1)

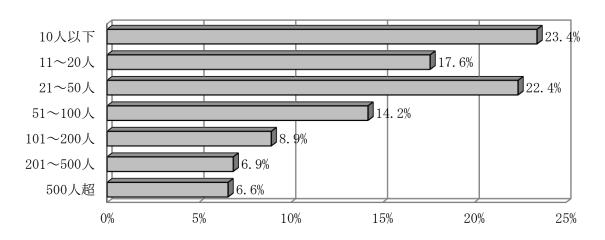


図1 組合員数 [S-A n=1,063]

#### 2. 組合の専従役職員の人数について

回答のあった 1,061 組合の専従役職員の人数については、「 $2\sim5$ 人」が 396 組合 (37.3%) で最も多く、次いで、「1人」が 276 組合 (26.0%)、「0人」が 198 組合 (18.7%)、「 $6\sim10$  人」が 103 組合 (9.7%)、「11 人以上」が 88 組合 (8.3%) となっている。(図 2)

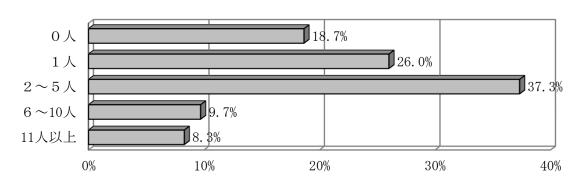


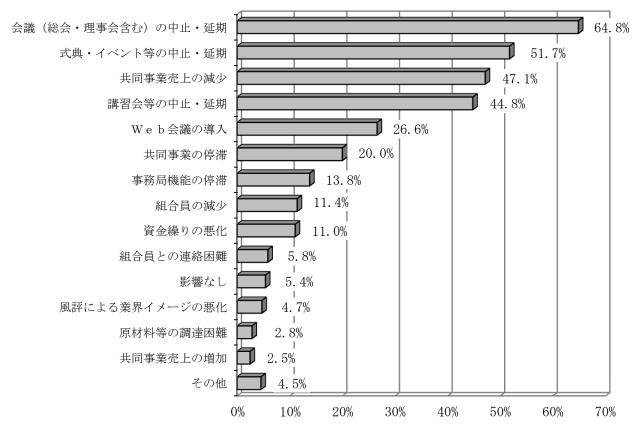
図2 専従役職員の人数 [S・A n=1,061]

#### 3. 新型コロナウイルス感染拡大が組合に対して与えた影響について

回答のあった 1,061 組合の新型コロナウイルス感染拡大が組合に対して与えた影響については、「会議(総会・理事会含む)の中止・延期」が 688 組合 (64.8%) で最も多く、次いで、「式典・イベント等の中止・延期」が 549 組合 (51.7%)、「共同事業売上の減少」が 500 組合 (47.1%)、「講習会等の中止・延期」が 475 組合 (44.8%)、「Web会議の導入」が 282 組合 (26.6%)、「共同事業の停滞」が 212 組合 (20.0%)等であった。(図3)

なお、回答数の多かった「会議(総会・理事会含む)の中止・延期」について、設問1における組合員数からみると、21人以上の組合の平均が約70%であった一方、20人以下の組合についての平均は約50%であった。次に、「式典・イベント等の中止・延期」について、設問1における組合員数からみると、21人以上の組合の平均が約60%であった一方、20人以下の組合についての平均は約40%であった。また、「共同事業売上の減少」について、設問1における組合員数からみると、21人以上の組合の平均が約55%であった一方、20人以下の組合についての平均は約40%であった。さらに、「講習会等の中止・延期」について、設問1における組合員数からみると、21人以上の組合の平均が約55%であった一方、20人以下の組合についての平均は約30%となった。以上のように組合員数が多い組合ほど影響を受けている傾向にある。

### 図3 新型コロナウイルス感染拡大が組合に対して与えた影響 [M·A n=1,061]



# 4. 新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした組合事務局のテレワーク実施状況について

設問 2 において専従役職員の人数を 0 人と回答した組合を除く、857 組合の新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした組合事務局のテレワーク実施状況については、「実施した」が 408 組合 (47.6%)、「実施していない」が 449 組合 (52.4%)であった。(図 4-1)

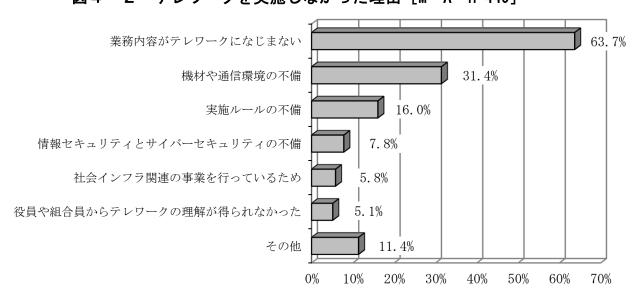
なお、「実施した」と回答のあった組合について、設問 2 における専従役職員の人数からみると、最も多かった「 $2\sim5$  人」の組合が 50.0%、「1 人」と回答した組合の 40.5%がテレワークを実施している結果となった。

また、「実施していない」理由については「業務内容がテレワークになじまない」が 286 組合 (63.7%)、「機材や通信環境の不備」が 141 組合 (31.4%)、「実施ルールの不備」が 72 組合 (16.0%) 等であった。(図 4-2)

図 4 - 1 新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした組合事務局 のテレワーク実施状況 [S・A n=857]



図4-2 テレワークを実施しなかった理由 [M·A n=449]



## 5. テレワーク以外の組合事務局の新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした 取り組みについて

テレワーク以外の組合事務局の新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした 取り組みについて、「組合役職員及び訪問者等への手指消毒の実施」は回答組合 1,033組合のうち「実施している」が958組合(92.7%)、「実施していない」が59 組合(5.7%)、「検討している」が16組合(1.5%)であった。

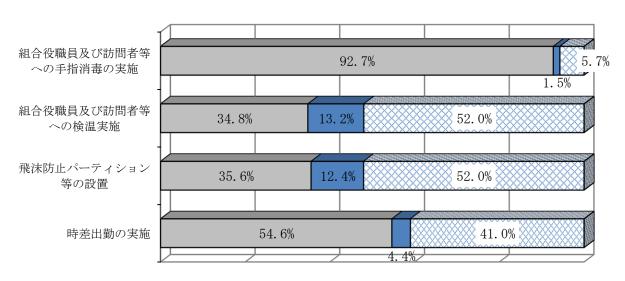
「組合役職員及び訪問者等への検温実施」については回答組合 995 組合のうち「実施していない」が 517 組合 (52.0%)、「実施している」が 346 組合 (34.8%)、「検討している」が 132 組合 (13.2%) であった。

「飛沫防止パーティション等の設置」については回答組合 1,001 組合のうち「実施していない」が 521 組合 (52.0%)、「実施している」が 356 組合 (35.6%)、「検討している」が 124 組合 (12.4%) であった。

「時差出勤の実施」については回答組合 962 組合のうち「実施している」が 526 組合 (54.6%)、「実施していない」が 394 組合 (41.0%)、「検討している」が 42 組合 (4.4%) であった。(図 5)

その他、組合で実施している取り組みとして、役職員へのマスクの配布及び着用の義務化、会議等でのフェイスシールドの着用、Web 面接等があげられた。

# 図5 テレワーク以外の組合事務局の新型コロナウイルス感染拡大防止を目的と した取り組み



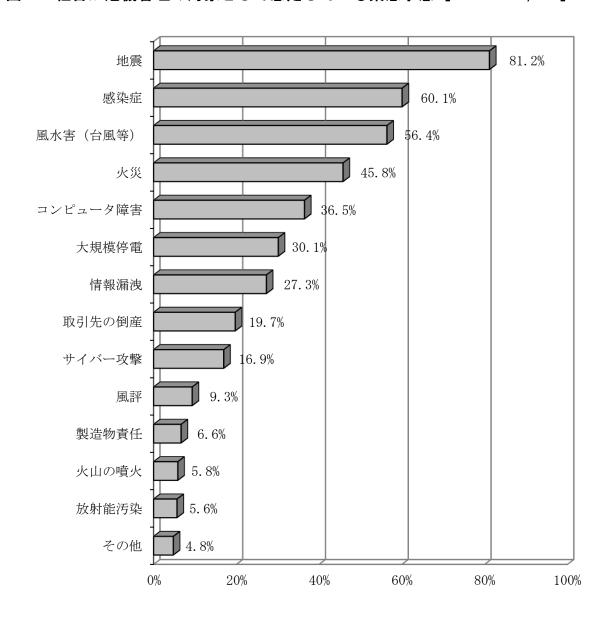
■実施している ■検討している □実施していない

#### 6. 組合が危機管理の対象として想定している緊急事態について

回答のあった 1,009 組合の危機管理の対象として想定している緊急事態については、「地震」が 819 組合 (81.2%) で最も多く、次いで、「感染症」が 606 組合 (60.1%)、「風水害(台風等)」が 569 組合 (56.4%)、「火災」が 462 組合 (45.8%)、「コンピュータ障害」が 368 組合 (36.5%)、「大規模停電」が 304 組合 (30.1%)、「情報漏洩」が 275 組合 (27.3%) 等となっている。(図 6)

上記結果を「平成24年度中小企業組合危機管理対応等実態調査」(以下、「平成24年度調査」という。)と比較すると「感染症」が15.0%から60.1%となり、45.1ポイントと大幅に増加した。「地震」については、83.4%から81.2%と2.2ポイント減少したものの、依然として高い数値を示している。

### 図6 組合が危機管理の対象として想定している緊急事態 [M·A n=1,009]



#### 7. 組合の危機管理対策の実施状況について

組合の危機管理対策の実施状況については、設問項目が多岐に亘るため、設問項目を「ヒト」、「モノ」、「カネ」、「情報」、「体制等」の5つの分野別に区分して集計結果をとりまとめた。その詳細は以下の通りである。

「ヒト」の分野について(図7)

①「組合役職員の指揮命令系統の構築」では、回答組合 1,024 組合のうち「実施している」が 617 組合 (60.3%)、「検討している」が 205 組合 (20.0%)、「実施していない」が 202 組合 (19.7%) であった。

「平成24年度調査」と比較すると「実施している」が19.8 ポイント増加し、 「実施していない」については16.3 ポイント減少した。

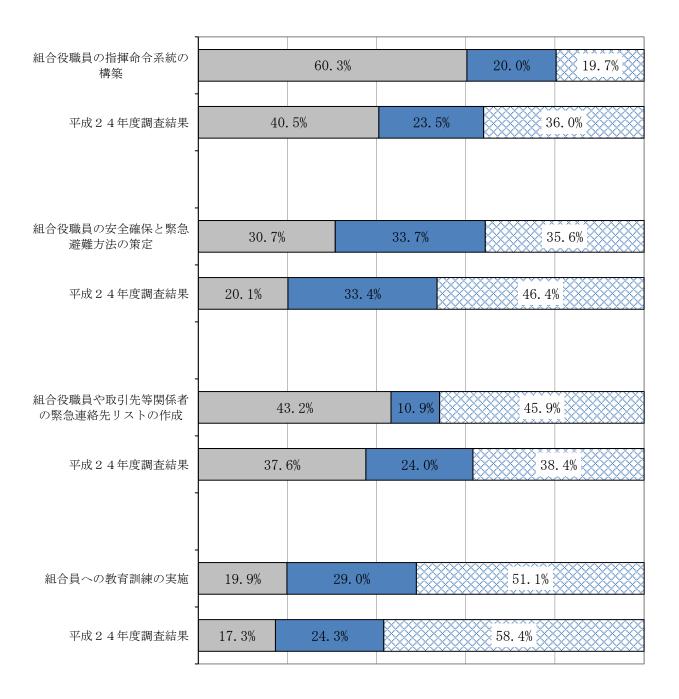
②「組合役職員の安全確保と緊急避難方法の策定」については、回答組合 1,019 組合のうち「実施していない」が 363 組合 (35.6%)、「検討している」が 343 組合 (33.7%)、「実施している」が 313 組合 (30.7%) であった。

「平成24年度調査」と比較すると「実施している」が10.6ポイント増加し、 「実施していない」については10.8ポイント減少した。

- ③「組合役職員や取引先等関係者の緊急連絡先リストの作成」については、回答組合 1,136組合のうち「実施していない」が521組合(45.9%)、「実施している」が491組合(43.2%)、「検討している」が124組合(10.9%)であった。「平成24年度調査」と比較すると「実施している」が5.6ポイント増となり、「実施していない」についても7.5ポイント増加した。
- ④「組合員への教育訓練の実施」については、回答組合 1,016 組合のうち「実施していない」が 519 組合 (51.1%)、「検討している」が 295 組合 (29.0%)、「実施している」が 202 組合 (19.9%) であった。

「平成24年度調査」と比較すると「実施している」が 2.6 ポイント増加し、 「実施していない」については7.3 ポイント減少した。

### 図7 「ヒト」の分野での組合の危機管理対策の実施状況

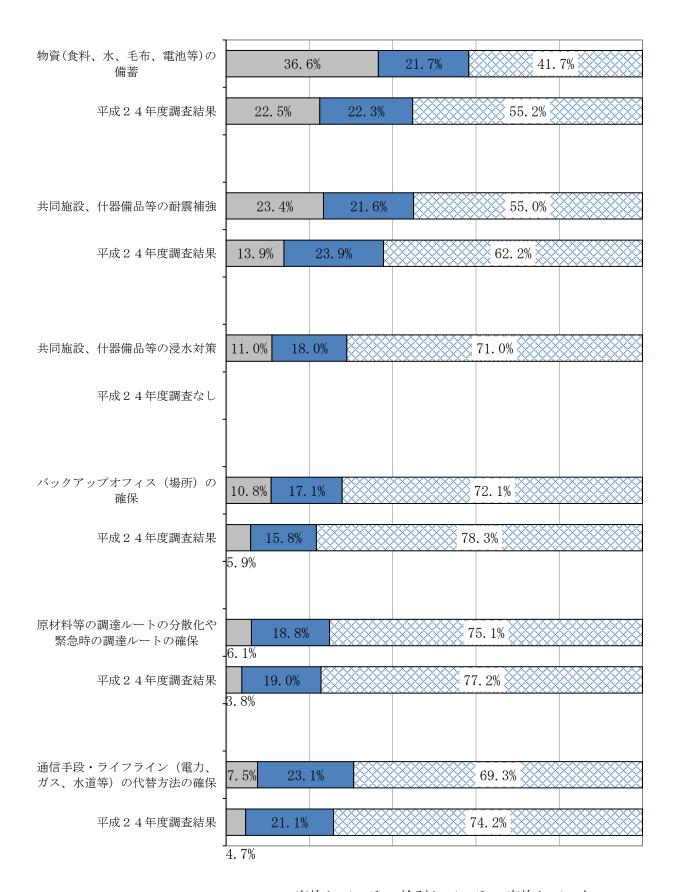


「モノ」の分野について(図8)

- ⑤「物資(食料、水、毛布、電池等)の備蓄」では、回答組合 1,031 組合のうち「実施していない」が 430 組合 (41.7%)、「実施している」が 377 組合 (36.6%)、「検討している」が 224 組合 (21.7%) であった。
  - 「平成24年度調査」と比較すると「実施している」が14.1 ポイント増加し、 「実施していない」については13.5 ポイント減少した。
- ⑥「共同施設、什器備品等の耐震補強」については回答組合 1,022 組合のうち「実施していない」が 562 組合 (55.0%)、「実施している」が 239 組合 (23.4%)、「検討している」が 221 組合 (21.6%) であった。
  - 「平成24年度調査」と比較すると「実施している」が 9.5 ポイント増加し、 「実施していない」については 7.2 ポイント減少した。
- ⑦「共同施設、什器備品等の浸水対策」については回答組合 1,018 組合のうち「実施していない」が 723 組合 (71.0%)、「検討している」が 183 組合 (18.0%)、「実施している」が 112 組合 (11.0%) であった。【今年度新規項目】
- ⑧「バックアップオフィス(場所)の確保」については回答組合 1,026 組合のうち「実施していない」が 740 組合(72.1%)、「検討している」が 175 組合(17.1%)、「実施している」が 111 組合(10.8%)であった。
  - 「平成24年度調査」と比較すると「実施している」が 4.9 ポイント増加し、 「実施していない」については 6.2 ポイント減少した。
- ⑨「原材料等の調達ルートの分散化や緊急時の調達ルートの確保」については回答組合 1,002 組合のうち「実施していない」が 753 組合 (75.1%)、「検討している」が 188 組合 (18.8%)、「実施している」が 61 組合 (6.1%) であった。「平成 2 4 年度調査」と比較すると「実施している」が 2.3 ポイント増加し、「実施していない」については 2.1 ポイント減少した。
- ⑩「通信手段・ライフライン(電力、ガス、水道等)の代替方法の確保」については回答組合 1,021 組合のうち「実施していない」が 708 組合 (69.3%)、「検討している」が 236 組合 (23.1%)、「実施している」が 77 組合 (7.5%) であった。

「平成24年度調査」と比較すると「実施している」が2.8 ポイント増加し、 「実施していない」については4.9 ポイント減少した。

#### 図8 「モノ」の分野での組合の危機管理対策の実施状況



■実施している ■検討している □実施していない

「カネ」の分野について(図9)

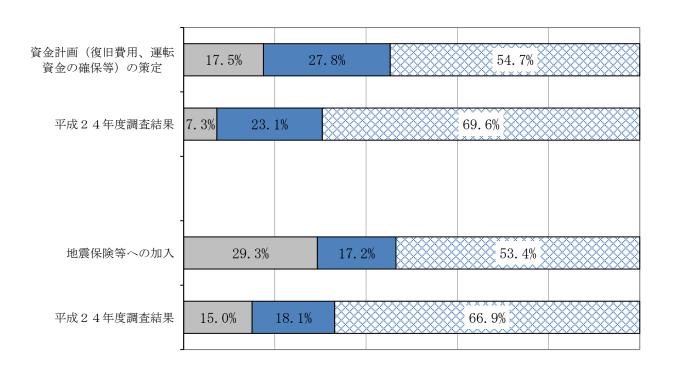
①「資金計画(復旧費用、運転資金の確保等)の策定」では、回答組合 1,019 組合のうち「実施していない」が 557 組合(54.7%)、「検討している」が 283 組合(27.8%)、「実施している」が 179 組合(17.5%)であった。

「平成24年度調査」と比較すると「実施している」が10.2 ポイント増加し、 「実施していない」については14.9 ポイント減少した。

②「地震保険等への加入」では回答組合 1,016 組合のうち「実施していない」が 543 組合 (53.4%)、「実施している」が 298 組合 (29.3%)、「検討している」 が 175 組合 (17.2%) であった。

「平成24年度調査」と比較すると「実施している」が14.3 ポイント増加し、 「実施していない」については13.5 ポイント減少した。

図9 「カネ」の分野での組合の危機管理対策の実施状況

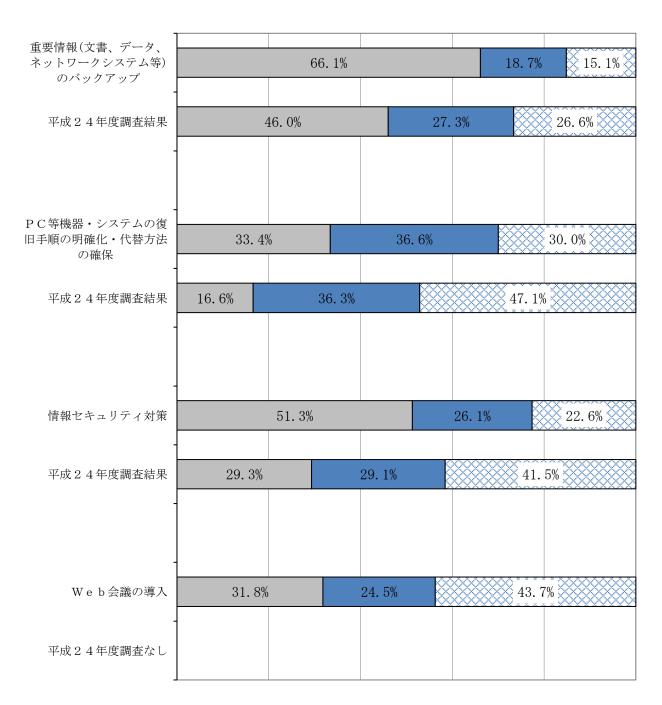


■実施している ■検討している □実施していない

「情報」の分野について(図10)

- ③「重要情報(文書、データ、ネットワークシステム等)のバックアップ」では回答組合 1,030 組合のうち「実施している」が 681 組合 (66.1%)、「検討している」が 193 組合 (18.7%)、「実施していない」が 156 組合 (15.1%) であった。「平成 2 4 年度調査」と比較すると「実施している」が 20.1 ポイント増加し、「実施していない」については 11.5 ポイント減少した。
- ④「PC等機器・システムの復旧手順の明確化・代替方法の確保」では回答組合 1,021組合のうち「検討している」が 374組合 (36.6%)、「実施している」が 341組合 (33.4%)、「実施していない」が 306組合 (30.0%) であった。 「平成24年度調査」と比較すると「実施している」が 16.8ポイント増加し、「実施していない」については 17.1ポイント減少した。
- ⑤「情報セキュリティ対策」では回答組合 1,027 組合のうち「実施している」が527 組合(51.3%)、「検討している」が268 組合(26.1%)、「実施していない」が232 組合(22.6%)であった。
  - 「平成24年度調査」と比較すると「実施している」が22.0ポイント増加し、 「実施していない」については18.9ポイント減少した。
- ⑤「Web会議の導入」では回答組合1,034組合のうち「実施していない」が452組合(43.7%)、「実施している」が329組合(31.8%)、「検討している」が253組合(24.5%)であった。【今年度新規項目】

図10 「情報」の分野での組合の危機管理対策の実施状況



■実施している ■検討している □実施していない

「体制等」の分野について(図11)

①「優先的に事業復旧すべき中核事業の把握」では回答組合 1,017 組合のうち「実施していない」が 449 組合 (44.1%)、「検討している」が 287 組合 (28.2%)、「実施している」が 281 組合 (27.6%) であった。

「平成24年度調査」と比較すると「実施している」が14.7ポイント増加し、 「実施していない」については11.9ポイント減少した。

®「外部専門家等の活用」では回答組合 1,024 組合のうち「実施していない」が 708 組合 (69.1%)、「検討している」が 206 組合 (20.1%)、「実施している」 が 110 組合 (10.7%) であった。

「平成24年度調査」と比較すると「実施している」が3.1 ポイント増加し、「実施していない」については10.3 ポイント減少した。

(9)「危機管理マニュアル等の作成・配布」では回答組合 1,023 組合のうち「実施していない」が 576 組合 (56.3%)、「検討している」が 328 組合 (32.1%)、「実施している」が 119 組合 (11.6%) であった。

「平成24年度調査」と比較すると「実施している」が3.0 ポイント増加し、 「実施していない」については12.1 ポイント減少した。

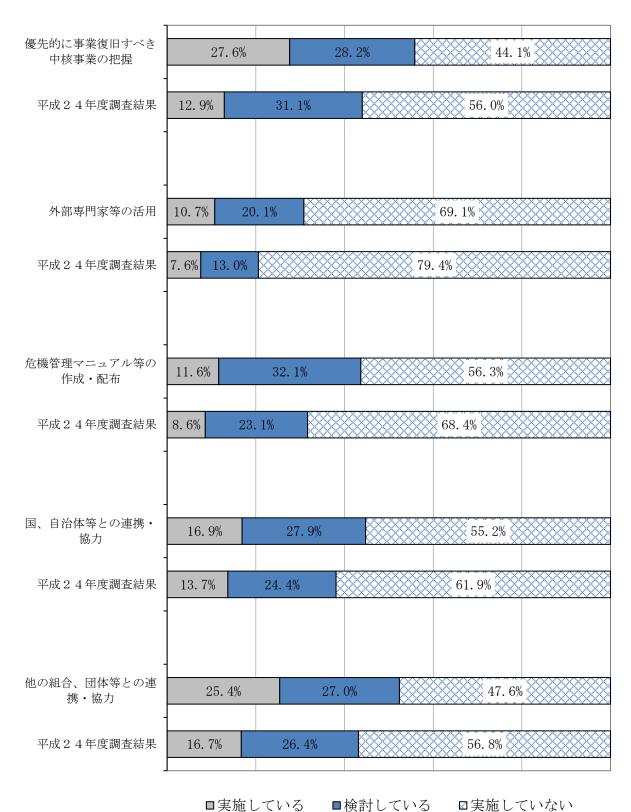
② 「国、自治体等との連携・協力」では回答組合 1,023 組合のうち「実施していない」が 565 組合 (55.2%)、「検討している」が 285 組合 (27.9%)、「実施している」が 173 組合 (16.9%) であった。

「平成24年度調査」と比較すると「実施している」が3.2 ポイント増加し、 「実施していない」については6.7 ポイント減少した。

②「他の組合、団体等との連携・協力」では回答組合 1,000 組合のうち「実施していない」が 476 組合 (47.6%)、「検討している」が 270 組合 (27.0%)、「実施している」が 254 組合 (25.4%) であった。

「平成24年度調査」と比較すると「実施している」が8.7 ポイント増加し、「実施していない」については9.2 ポイント減少した。

図11 「体制等」の分野での組合の危機管理対策の実施状況

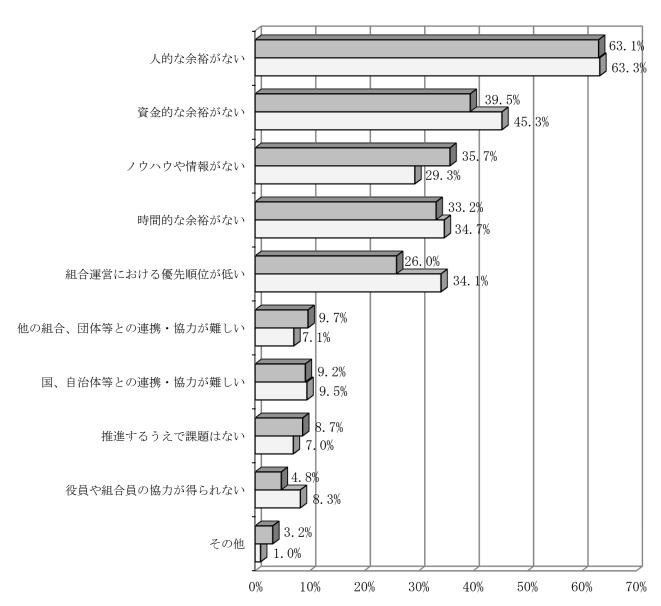


なお、②「その他」の主な取り組みとしては「危機管理に関する外部セミナーへの参加」、「外部で実施している避難訓練への参加」等であった。

#### 8. 組合が危機管理対策を推進するうえでの課題について

回答のあった 1,021 組合の危機管理対策を推進するうえでの課題については、 「人的な余裕がない」が 644 組合 (63.1%) で最も多く、次いで、「資金的な余裕 がない」が403組合(39.5%)、「ノウハウや情報がない」が365組合(35.7%)、 「時間的な余裕がない」が339組合(33.2%)、「組合運営における優先順位が低い」 が 265 組合 (26.0%) 等であった。(図12)

「平成24年度調査」と比較すると「組合運営における優先順位が低い」が8.1 ポイント減となり、「資金的な余裕がない」についても 5.8 ポイント減少した。そ の他の項目については大きな変動はなかった。



組合が危機管理対策を推進するうえでの課題 図 1 2

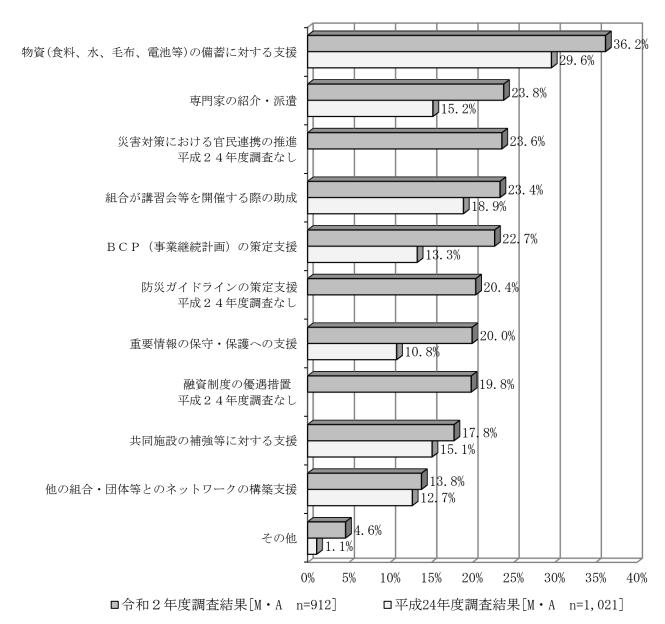
□令和2年度調査結果[M·A n=1,021] □平成24年度調査結果[M·A n=1,145]

#### 9. 組合が危機管理対策を推進するうえで必要な支援について

回答のあった 912 組合の危機管理対策を推進するうえで必要な支援については、「物資(食料、水、毛布、電池等)の備蓄に対する支援」が 330 組合 (36.2%) で最も多く、次いで、「専門家の紹介・派遣」が 217 組合 (23.8%)、「災害対策における官民連携の推進」が 215 組合 (23.6%)、「組合が講習会等を開催する際の助成」が 213 組合 (23.4%)、「BCP (事業継続計画)の策定支援」が 207 組合 (22.7%)、「防災ガイドラインの策定支援」が 186 組合 (20.4%)、「重要情報の保守・保護への支援」が 182 組合 (20.0%) 等であった。(図 1 3)

「平成24年度調査」と比較すると「専門家の紹介・派遣」が8.6 ポイント増となり、「物資(食料、水、毛布、電池等)の備蓄に対する支援」についても6.6 ポイント増加した。

図13 組合が危機管理対策を推進するうえで必要な支援

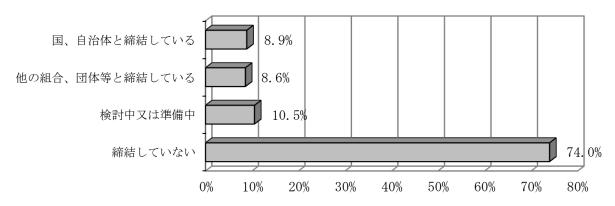


# 10.組合が危機管理対策の一環として国、自治体や他の組合・団体等と締結している連携・協力に関する協定について

回答のあった 1,026 組合の危機管理対策の一環として国、自治体や他の組合・団体等と締結している連携・協力に関する協定については、「国、自治体と締結している」が 91 組合 (8.9%)、「他の組合、団体等と締結している」が 88 組合 (8.6%)、「検討中又は準備中」が 108 組合 (10.5%) であった。(図 1 4)

「平成24年度調査」と比較すると「他の組合、団体等と締結している」が3.3 ポイント減少したものの、「国、自治体と締結している」が0.3ポイント増加した。

# 図14 組合が危機管理対策の一環として国、自治体や他の組合・団体等と締結している連携・協力に関する協定 [M・A n=1,026]



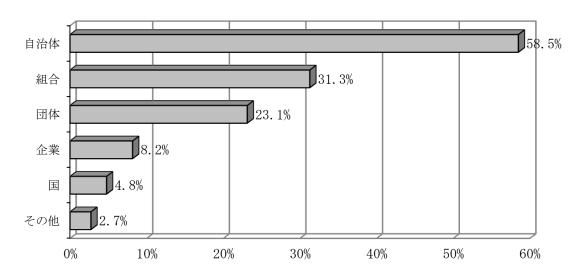
# 1 1. 組合が危機管理対策の一環として締結している連携・協力に関する協定の相手先及び内容について

回答のあった 147 組合の危機管理対策の一環として締結している連携・協力に関する協定の相手先については、「自治体」が 86 組合 (58.5%) で最も多く、次いで、「組合」が 46 組合 (31.3%)、「団体」が 34 組合 (23.1%)、「企業」が 12 組合 (8.2%)、「国」が 7 組合 (4.8%)、「その他」が 4 組合 (2.7%) であった。(図 1 5)

具体的な協定の内容としては、災害時における資材提供に関する協定等、災害時の応援に関する協定を締結しているものが多かった。

「平成24年度調査」と比較すると「組合」が10.1ポイント増となり、「自治体」についても7.0ポイント増加した。

図 1 5 組合が危機管理対策の一環として締結している連携・協力に関する協定の 相手先 [M・A n=147]



#### 12. 組合のBCP策定状況について

回答のあった 1,024 組合のBCP策定状況について、「策定していない」が 784 組合 (76.6%) で最も多く、次いで、「今後策定する予定」が 136 組合 (13.3%)、「すでに策定している」が 59 組合 (5.8%)、「現在、策定中である」が 45 組合 (4.3%)の順となっている。(図 1 6)

「平成24年度調査」と比較すると「策定していない」が4.1 ポイント減少し、「すでに策定している」については3.2 ポイント増加した。

ずでに策定している 5.8%

現在、策定中である 4.3%

今後策定する予定 13.3%

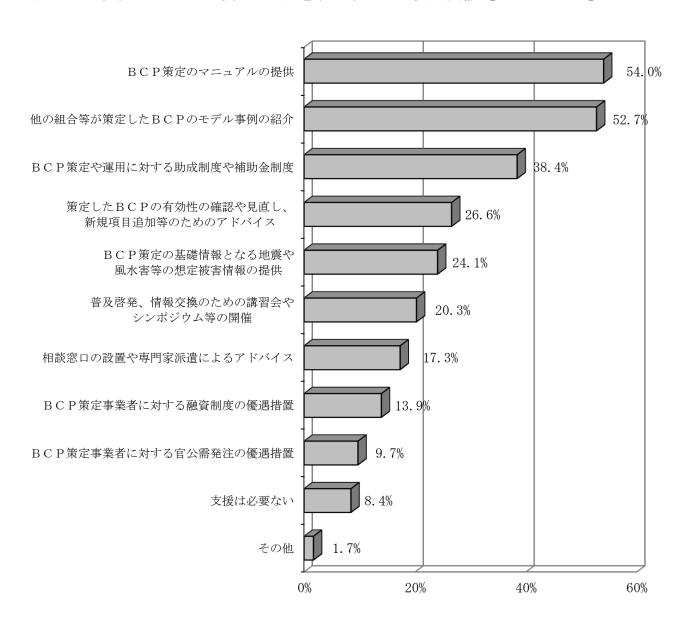
図16 組合のBCP策定状況 [S・A n=1,024]

#### 13. 組合がBCPの策定や運用をするうえで必要な支援について

回答のあった 237 組合のBCPの策定や運用をするうえで必要な支援については、「BCP策定のマニュアルの提供」が 128 組合 (54.0%) で最も多く、次いで、「他の組合等が策定したBCPのモデル事例の紹介」が 125 組合 (52.7%)、「BCP策定や運用に対する助成制度や補助金制度」が 91 組合 (38.4%) 等となっている。(図 17)

「平成24年度調査」と比較すると「BCP策定のマニュアルの提供」が7.4ポイント増加し、「他の組合等が策定したBCPのモデル事例の紹介」については5.2ポイント減少した。

#### 図 1 7 組合が B C P の策定や運用をするうえで必要な支援 [M・A n=237]



#### 14. 組合員等へのBCPの周知及び策定後の見直しについて

BCPをすでに策定している組合における組合員等へのBCPの周知及び策定後の見直しの状況について、設問項目を①「周知」、②「見直し」の2つに区分し、その取り組みをとりまとめた。

#### ① 「周知」

回答のあった 59 組合のうち「BCP策定直後を除き、周知は行っていない」が 35 組合 (59.3%) で最も多く、次いで、「新規に加入した組合員や新入職員等に周知している」が 12 組合 (20.3%)、「周知のための研修会等を開催している」が 10 組合 (16.9%)、「周知のための研修会等の開催を検討している」が 8 組合 (13.6%) の順となっている。(図 1 8)

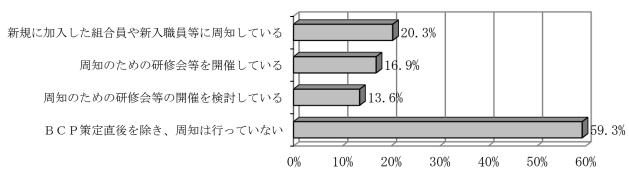


図18 組合員等へのBCPの周知 [M・A n=59]

#### ② 「見直し」

回答のあった 56 組合のうち「見直しは行っていない」が 24 組合(42.8%) で最も多く、次いで、「見直しを検討している」が 16 組合(28.6%)、「見直しを行っている」が 16 組合(28.6%)の順となっている。(図 1 9)

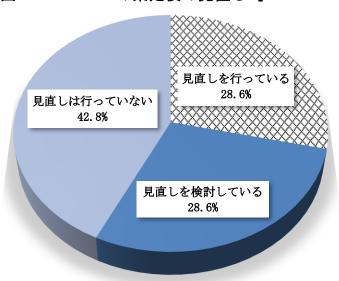


図19 BCPの策定後の見直し [S・A n=56]

#### 15. 組合がBCPを策定していない理由について

回答のあった 779 組合のうち「組合で策定する必要性を感じない」が 251 組合 (32.2%) で最も多く、次いで、「組合運営における優先順位が低い」が 248 組合 (31.8%)、「策定のノウハウや方法が分からない」が 225 組合 (28.9%)、「人材や 費用を確保することができない」が 204 組合 (26.2%)、「BCPについて知らなかった」が 172 組合 (22.1%)等であった。(図 2 0)

「平成24年度調査」と比較すると「組合運営における優先順位が低い」が3.4 ポイント増加し、「組合で策定する必要性を感じない」については3.2 ポイント減少した。

組合で策定する必要性を感じない 32. 2% 組合運営における優先順位が低い 31.8% 28.9% 策定のノウハウや方法が分からない 人材や費用を確保することができない 26.2% 22. 1% BCPについて知らなかった 実際に役立つか疑問がある 18.0% 策定しても運用することができない 15.3% 9.6% 費用対効果が低い 4.5% その他 0% 5% 10% 15% 20% 25% 30% 35%

図20 組合がBCPを策定していない理由 [M·A n=779]

〈付属資料〉

# 中小企業組合危機管理対応等実態調査票

# 中小企業組合危機管理対応等実態調査票



#### 東京都中小企業団体中央会

## ~ご回答にあたってのお願い~

1 調 査 時 点:令和2年9月1日(火)現在でご記入ください。

**2 回 答 方 法**:調査票に直接ご記入のうえ、令和2年9月18日(金)までに同封

の返信用封筒(切手不要)により本会情報課宛にご返送ください。 調査票に記入された回答内容については秘密を厳守し、調査報告 書の作成及び本会の組合支援の目的以外には使用いたしません。

3 お 問 合 せ 先: 本調査に関するお問合せは、下記の担当宛にお願いします。

〒 104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館

東京都中小企業団体中央会 情報課 担当:髙橋、鶯塚 TEL:03-3542-0389(直通) FAX:03-3545-2190

組	合	名		
記	入	者	(役職名)	(氏 名)

#### 設問1 組合の組合員数についてお答えください。(該当項目にO)

①10人以下 ②11~20人 ③21~50人 ④51~100人

⑤101~200人 ⑥201~500人 ⑦500人超

#### 設問2 組合の専従役職員の人数についてお答えください。 (該当項目に〇)

① 0 人 ② 1 人 ③ 2~5 人 ④ 6~10人 ⑤11人以上

#### 設問3 新型コロナウイルス感染拡大が組合に対して与えた影響についてお答えください。

(該当項目すべてに〇)

①共同事業売上の減少 ②共同事業売上の増加 ③共同事業の停滞

④事務局機能の停滞 ⑤組合員の減少 ⑥資金繰りの悪化

(7)組合員との連絡困難 8原材料等の調達困難 9式典・イベント等の中止・延期

⑩会議(総会・理事会含む)の中止・延期 ⑪講習会等の中止・延期 ⑫Web会議の導入

13風評による業界イメージの悪化

④その他(具体的に記入:

①影響なし

## 設問4 新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした組合事務局のテレワーク実施状況について お答えください。実施しなかった場合は理由についてもお答えください。

#### ①実施した(数日間の在宅勤務も含む)

#### ②実施していない(該当項目すべてに〇)

- a. 実施ルールの不備
  - )不備 b.機材や通信環境の不備
- c. 情報セキュリティとサイバーセキュリティの不備 d. 社会インフラ関連の事業を行っているため
- e. 役員や組合員からテレワークの理解が得られなかった f. 業務内容がテレワークになじまない
- g. その他 (具体的に記入:

設問5 テレワーク以外の組合事務局の新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした取り組みについて お答えください。(各項目ごとにO)

	実 施 している	検 討 している	実施していない
① 組合役職員及び訪問者等への手指消毒の実施	1	2	3
②組合役職員及び訪問者等への検温実施	1	2	3
③ 飛沫防止パーティション等の設置	1	2	3
④ 時差出勤の実施	1	2	3
⑤ その他(具体的に記入:			)

#### 設問6 組合が危機管理の対象として想定している緊急事態についてお答えください。

(該当項目すべてに〇)

 ①地震
 ②風水害(台風等)
 ③火山の噴火
 ④火災
 ⑤感染症

 ⑥大規模停電
 ⑦放射能汚染
 ⑧風評
 ⑨コンピュータ障害
 ⑩情報漏洩

 ⑪サイバー攻撃
 ⑫製造物責任
 ⑬取引先の倒産

 ⑭その他(具体的に記入:
 )

#### 設問7 組合の危機管理対策の実施状況についてお答えください。(①~②の各項目ごとに〇)

		実施している	検 討 している	実施していない
	①組合役職員の指揮命令系統の構築	1	2	3
E	② 組合役職員の安全確保と緊急避難方法の策定	1	2	3
	③ 組合役職員や取引先等関係者の緊急連絡先リストの作成	1	2	3
	④ 組合員への教育訓練の実施	1	2	3
	⑤ 物資(食料、水、毛布、電池等)の備蓄	1	2	3
	⑥ 共同施設、什器備品等の耐震補強	1	2	3
Ŧ	⑦共同施設、什器備品等の浸水対策	1	2	3
/	⑧ バックアップオフィス(場所)の確保	1	2	3
	⑨ 原材料等の調達ルートの分散化や緊急時の調達ルートの確保	1	2	3
	⑩ 通信手段・ライフライン(電力、ガス、水道等)の代替方法の確保	1	2	3
カ	⑪ 資金計画(復旧費用、運転資金の確保等)の策定	1	2	3
ネ	⑩ 地震保険等への加入	1	2	3
	③ 重要情報(文書、データ、ネットワークシステム等)のバックアップ	1	2	3
情	④ PC等機器・システムの復旧手順の明確化・代替方法の確保	1	2	3
報	⑤ 情報セキュリティ対策	1	2	3
	® W e b 会議の導入	1	2	3
	⑪ 優先的に事業復旧すべき中核事業の把握	1	2	3
体	⑩ 外部専門家等の活用	1	2	3
制等	⑲ 危機管理マニュアル等の作成・配布	1	2	3
寸	② 国、自治体等との連携・協力	1	2	3
	② 他の組合、団体等との連携・協力	1	2	3
	② その他(具体的に記入:			)

#### 設問8 組合が危機管理対策を推進するうえでの課題についてお答えください。 (該当項目すべてにO)

①人的な余裕がない	②資金的な余裕がない	
③時間的な余裕がない	④ノウハウや情報がない	
⑤役員や組合員の協力が得られない	⑥国、自治体等との連携・協力が難しい	
⑦他の組合、団体等との連携・協力が難しい	⑧組合運営における優先順位が低い	
⑨その他(具体的に記入:		)
⑩推進するうえで課題はない		

#### 設問9 組合が危機管理対策を推進するうえで必要な支援についてお答えください。

(該当項目すべてに〇)

①専門家の紹介・派遣	②BCP (事業継続計画) の策定支援
③組合が講習会等を開催する際の助成	④他の組合・団体等とのネットワークの構築支援
⑤災害対策における官民連携の推進	⑥重要情報の保守・保護への支援
⑦共同施設の補強等に対する支援	⑧融資制度の優遇措置
⑨物資(食料、水、毛布、電池等)の備蓄に対する支援	⑩防災ガイドラインの策定支援
⑪その他 (具体的に記入:	)

# 設問10 組合が危機管理対策の一環として国、自治体や他の組合・団体等と締結している連携・協力に関する協定についてお答えください。(該当項目すべてにO)

①国、自治体と締結している②他の組合、団体等と締結している③検討中又は準備中④締結していない

設問10にて「①国、自治体と締結している」「②他の組合、団体等と締結している」と回答された方は設問11にご回答ください。

# 設問11 組合が危機管理対策の一環として締結している連携・協力に関する協定の相手先及び内容についてお答えください。

相 手 先(該当項目に〇)	連	携	•	協	定	の	内	容
①国								
②自治体								
③組 合								
④団 体								
⑤企 業								
⑥その他 ( )								

#### 以下、BCPについてお伺いします。

#### 設問12 組合のBCP策定状況についてお答えください。(該当項目にO)

①すでに策定している(設問13、14へ)

②現在、策定中である(設問13へ)

③今後策定する予定 (設問13へ)

④策定していない(設問15へ)

設問12にて「①すでに策定している」「②現在、策定中である」「③今後策定する予定」と回答された方は設問13にご回答ください。

#### 設問13 組合がBCPの策定や運用をするうえで必要な支援についてお答えください。

(該当項目すべてに〇)

- ①他の組合等が策定したBCPのモデル事例の紹介
- ②BCP策定のマニュアルの提供
- ③普及啓発、情報交換のための講習会やシンポジウム等の開催
- ④BCP策定や運用に対する助成制度や補助金制度
- ⑤BCP策定の基礎情報となる地震や風水害等の想定被害情報の提供
- ⑥相談窓口の設置や専門家派遣によるアドバイス
- ⑦策定したBCPの有効性の確認や見直し、新規項目追加等のためのアドバイス
- ⑧BCP策定事業者に対する官公需発注の優遇措置
- ⑨BCP 策定事業者に対する融資制度の優遇措置
- ①その他 (具体的に記入:
- ⑪支援は必要ない

#### 設問12にて「①すでに策定している」と回答された方は設問14にご回答ください。

#### 設問14 組合員等へのBCPの周知及び策定後の見直しについてお答えください。(該当項目すべてに〇)

周 ┃①新規に加入した組合員や新入職員等に周知している ②周知のための研修会等を開催している

知 3周知のための研修会等の開催を検討している

④BCP策定直後を除き、周知は行っていない

見 ①見直しを行っている

②見直しを検討している

し 3見直しは行っていない

#### 設問12にて「④策定していない」と回答された方は設問15にご回答ください。

## 設問15 組合がBCPを策定していない理由についてお答えください。(該当項目すべてにO)

①BCPについて知らなかった

②組合で策定する必要性を感じない

③策定のノウハウや方法が分からない

④人材や費用を確保することができない

⑤組合運営における優先順位が低い

⑥策定しても運用することができない

⑦実際に役立つか疑問がある

⑧費用対効果が低い

⑨その他 (具体的に記入:

設問は以上で終わりです。ご協力いただき、ありがとうございました。

9月18日(金)までに返信用封筒にてご返送ください。

調査票に記入された回答内容については秘密を厳守し、調査報告書の作成及び本会の組合支援の目的以外 には使用いたしません。

# 中小企業組合危機管理対応等実態調査報告書

令和3年1月発行

東京都中小企業団体中央会 情報課 〒104-0061 東京都中央区銀座2丁目10番18号 東京都中小企業会館 電話 03-3542-0389 (直通)